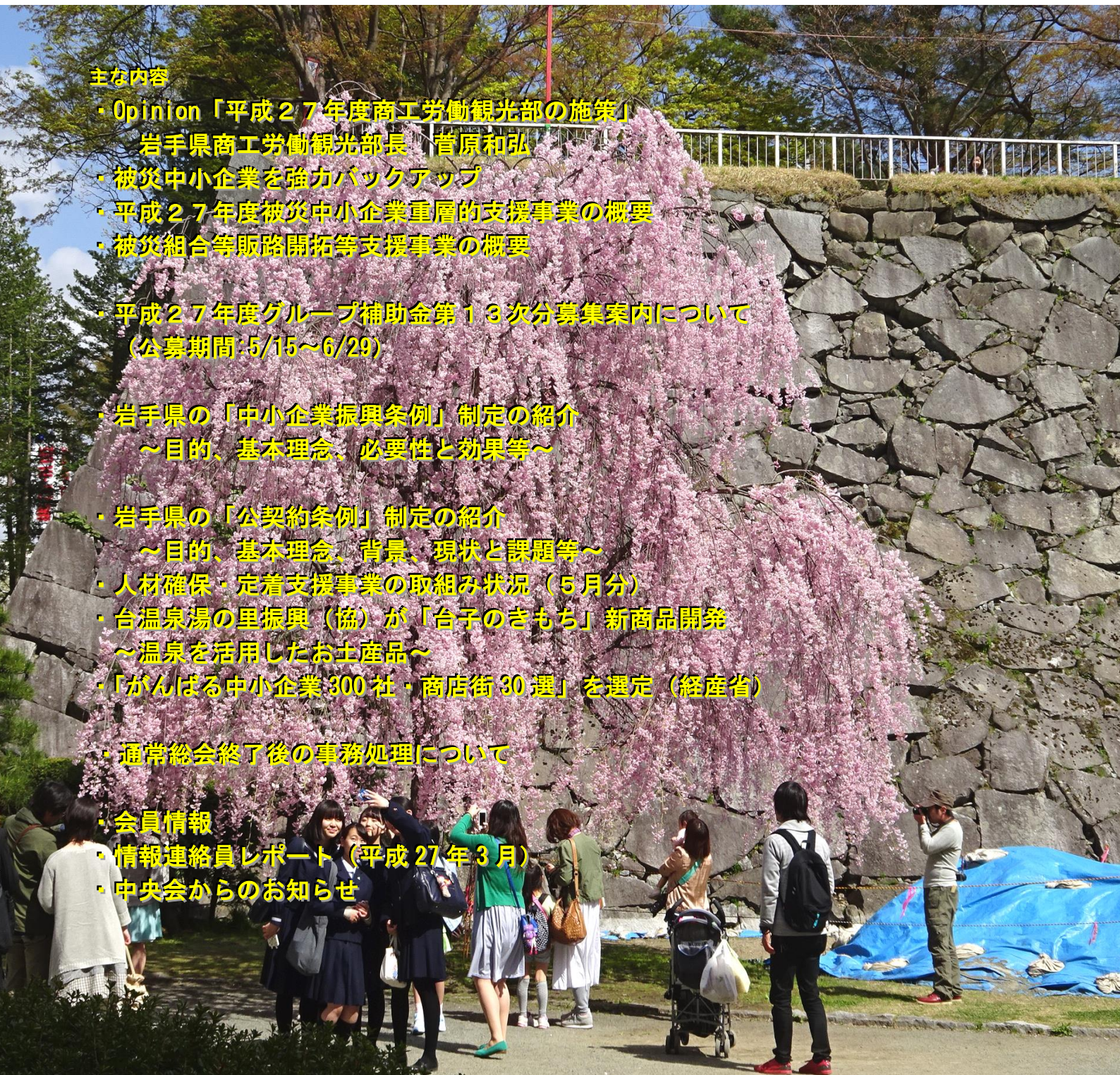


主な内容

- ・Opinion「平成27年度商工労働観光部の施策」
岩手県商工労働観光部長 菅原和弘
- ・被災中小企業を強力バックアップ
- ・平成27年度被災中小企業重層的支援事業の概要
- ・被災組合等販路開拓等支援事業の概要
- ・平成27年度グループ補助金第13次分募集案内について
(公募期間:5/15~6/29)
- ・岩手県の「中小企業振興条例」制定の紹介
～目的、基本理念、必要性と効果等～
- ・岩手県の「公契約条例」制定の紹介
～目的、基本理念、背景、現状と課題等～
- ・人材確保・定着支援事業の取組み状況(5月分)
- ・台温泉湯の里振興(協)が「台子のきもち」新商品開発
～温泉を活用したお土産品～
- ・「がんばる中小企業300社・商店街30選」を選定(経産省)
- ・通常総会終了後の事務処理について
- ・会員情報
- ・情報連絡員レポート(平成27年3月)
- ・中央会からのお知らせ



「平成27年度商工労働観光部の施策について」

岩手県商工労働観光部長

菅原 和弘



東日本大震災津波の発災から4年余りが経過しました。

今年は、本格復興期間3年間の中間年にあたり、8年間の復興計画の折り返しの年にも当たることから、「本格復興邁進年」として復興に向けた事業量の確保と質の向上を図るとともに、ふるさとを消滅させないための人口減少問題に対応した産業振興、雇用対策の実施にも取り組んでいきます。

今年度、商工労働観光部が取り組む重点施策は次のとおりです。

1 本格復興邁進に向けた取組

「暮らしの再建」に向けて、安定的な雇用を確保するため、産業振興施策と一体となった雇用の創出、職業訓練等の再就職支援や若者の定着向上、企業における人材育成支援及びU・Iターンの促進に取り組みます。

「なりわいの再生」に向けて、被災した中小企業の事業再生のため、融資・助成制度を継続するとともに、創業支援の強化やまちづくりと連動した商店街の再構築への支援に取り組みます。

2 「産業創造県いわて」の実現に向けた取組

県内経済をけん引する「ものづくり産業の振興」については、重点分野である自動車関連産業等の研究開発への支援を行うとともに、市町村と連携した企業誘致の強化などに取り組みます。

3 「観光の振興」及び「地場産業」の振興に向けた取組

大型観光キャンペーンや「あまちゃん」を活用した誘客事業の実施、震災学習を中心とした県北・沿岸地域への教育旅行の誘致などに取り組みます。

併せて、台湾との国際定期便の就航を目指した取組や外国人受入体制の整備を進めるほか、中国雲南省をはじめとする東アジアや欧州との経済交流の促進、さらに、「食産業」や「地場産業」に係る販路の拡大や商品開発の支援に取り組みます。

4 「中小企業振興条例」及び「県が締結する契約に関する条例」に基づく取組

平成27年2月県議会で制定した「中小企業振興条例」及び「県が締結する契約に関する条例」について、広く県民に周知を図るとともに、これらの条例に基づき、持続可能で活力ある地域経済の振興や、働く方々の適正な労働条件の確保等に取り組んでいきます。

以上の施策を効果的に推進するためには、地域経済の中心的役割を担う中小企業者の皆様方と貴会をはじめとした産業支援機関との連携が不可欠であります。今後とも被災地の復興と岩手県商工業の更なる発展のため、本県産業施策に御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。



被災中小企業を強かにバックアップ

a. 平成27年度被災中小企業重層的支援事業について

本会では、東日本大震災により被害を受けた県内中小企業者の再建を支援するため、昨年度に引き続き、今年度も「被災中小企業重層的支援事業」を実施する。

この事業では、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（以下、「グループ補助金」。）の認定申請、認定グループが計画する復興事業計画の推進、被災組合等の復興に向けた新たな取り組み等を支援する他、今年度からは、被災企業の販路開拓に関する課題の解決に向けた支援を新設した。

事業概要は以下の通りである。積極的な活用を検討されたい。

1. 被災企業等販売戦略構築支援事業（新規事業）

被災中小企業等の販路開拓に関する課題の解決に向け、専門家を招聘し個別の相談会を開催する他、その課題解決に向けた事業者の取り組みを推進するため、専門家による助言指導を行う。

専門家による個別相談や現地指導を通じて、事業者が共同で販路開拓に取り組み、その効果が期待される場合は、商談会出展や販売促進に要する経費についても支援を行う。

主な事業内容

項目	概要	備考
個別相談会の開催	販路開拓に向けた商品・事業の課題整理等について専門家が助言	沿岸地区において年3回
個別企業支援	販路開拓活動における課題解決に向けて、専門家が現地訪問し実施指導	6企業予定
企業グループ支援	販路開拓活動の準備段階における販売戦略構築支援、展示会や物産展等出展時の専門家同行支援、販売促進ツール作成支援等を実施	3グループ予定

2. 中小企業等復興支援事業

(1) 中小企業等グループ復興支援「申請グループ支援事業」

今年度、グループ補助金の公募があった際に、認定申請しようとするグループに対し、専門家を活用しグループ全体での復興事業計画策定に向けた支援を行う他、構成員別事業計画書等と全体計画との摺合わせ等を通じ、復興事業計画の認定・採択に向けた支援を実施する（支援対象グループ数は8グループ程度を予定）。

(2) 中小企業等グループ復興支援「認定グループ支援事業」

グループ補助金を申請し既に計画の認定を受けたグループについては、グループ全体で取り組もうとする復興事業計画（全体計画）の確実な推進が必要不可欠なことから、本会では専門家を活用し、認定グループの全体計画推進に必要な支援を実施する（支援対象グループ数は15グループ程度を予定）。

3. 被災組合等復興推進モデル事業

組合等が復興に向けた新たな共同事業等の取り組みに対し、ニーズに応じたきめ細かな支援を行い、復興期の組合等への事業確立支援を行う（支援対象組合等数は8組合等を予定）。

※本支援事業に関するお問い合わせ先：本会連携支援部（TEL:019-624-1363）まで。



b. 被災組合等販路開拓等支援事業の概要について

東日本大震災から4年が経過し、事業を再開した県内の中小企業者においては、流出した取引先の回復や原発事故による風評被害の払拭など、本格的な事業再建にあたり、「受注・取引先の確保」、「販路の開拓」が喫緊の課題となっている。

本会では、震災や原発事故による風評被害により、大きく影響を受けた組合及び組合員企業による展示会の開催や物産展等への出展活動、需要の喚起に向けた取り組み等を支援する「被災組合等販路開拓支援事業」を今年度も継続して実施する。

1件あたりの助成額は20万円を上限とし、5件程度を採択する予定で、公募は6月上旬を予定。詳細が決まり次第、あらためてご案内します。

※担当及びお問い合わせ先：本会連携支援部 中居(TEL：019-624-1363)まで。

第13次グループ補助金の公募、運用の改善（変更点）について

1. 第13次グループ補助金の公募について

岩手県では、東日本大震災により被災された本県中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出を支援するため、「岩手県中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助金）」の交付申請に必要となる「復興事業計画」の認定について、**第13次公募を平成27年5月15日より開始（復興事業計画の提出期限は、平成27年6月29日午後5時必着。）**しています。

制度要件等の詳細、公募要領、申請書の様式等については、岩手県のホームページを参照ください。

<http://www.pref.iwate.jp/sangyoushinkou/shinjigyoku/18736/029980.html>

なお、グループ補助金の交付決定後、資材等価格高騰により補助事業に係る施設工事事業者との工事等契約ができていない事業者のうち、一定の条件を満たしている事業者に対し、交付決定額の増額変更措置を行うこととしており、岩手県では、本公募期間において申請を受け付けています。

グループ補助金に関するお問い合わせ・申請提出先は、岩手県商工労働観光部経営支援課 新事業・団体支援担当（電話：019-629-5547）までお願い致します。

2. グループ補助金に係る平成27年度からの変更点について

グループ補助金は、被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備等に対して国が1/2、県が1/4を補助するものですが、平成27年度からは、**新分野需要開拓等を見据えた新たな取組に対して補助対象の拡充**が図られております。概要は、以下のとおり。

(1) 支援の背景・内容について

震災から約4年以上が経過しても未だ事業を再開することができていない中小企業・小規模事業者においては、長期間の事業停止による販路喪失や従業員不足等の事業環境の変化の影響が一層大きくなっており、事業再開・売上回復が一段と困難な状況となっています。こうした中小企業・小規模事業者による事業再開・売上回復を促すため、グループ補助金の運用改善を行うこととされました。具体的には、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合には、これに代えて、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（以下、「新分野事業」という。）の実施も支援。新分野事業とは、「新商品製造ラインへの転換」、「新商品・新サービス開発」、「新市場開拓調査」、「生産性向上」、「従業員確保のための宿舍整備」等をいいます。



(2) 補助対象者、申請条件

補助対象者は、従来のグループ補助金の要件と同様被災した施設、設備について未復旧（未契約）部分がある事業者のうち、従前の施設等への復旧では事業再開や震災前の売上げまで回復することが困難であるが新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること（※）について、復興事業計画書を作成し県の認定を受けた事業者です（※認定経営革新等支援機関の確認書が必要）。なお、既に交付決定を受けている事業者であっても、交付決定の範囲内で未復旧（未契約）部分がある場合には対象となることは可能ですが、既に復旧が完了している場合、既に復旧に着手（契約済）している場合など、未復旧（未契約）部分がない場合には本事業の対象となりません。

(3) 補助対象経費など

従前の施設・設備への復旧に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費及びこれに付随して行うソフト事業（新商品・新サービス開発のための事業及び市場開拓調査事業）に係る経費も補助対象とします（ソフト事業のみの申請は不可）。補助金の上限額は、従前の施設・設備への復旧（未契約部分に限ります）を行う場合に要する金額に補助率を乗じた金額になります。補助率については、従前のとおりです。

3. 平成27年度グループ補助金の公募期間について

今年度、グループ補助金については、第13次公募以降、**第14次公募：平成27年9月上旬（募集期間は1ヶ月程度）、第15次公募：平成27年12月上旬（募集期間は1ヶ月程度）**が予定されています。

4. グループ補助金の申請等に関する本会の支援等取組について

本会では、「中小企業組合等震災対応移動中央会」において、第13次公募に対応したグループ補助金新規公募及び新分野需要開拓等に対する支援の説明会、個別相談会を5月20日～21日に開催している他、第14次・第15次公募に対応した公募説明会や個別相談会を開催する予定です。また、グループ補助金の認定申請をしようとするグループに対し、専門家を活用し、グループ全体での復興事業計画策定に向けた支援を行う他、構成員別事業計画書等と全体計画との摺合わせ等を通じ、復興事業計画の認定・採択に向けた支援を実施しています。お問い合わせ先は、本会連携支援部まで（電話 019-624-1363）。

台温泉湯の里振興協同組合～土産品開発で温泉街PR～

花巻市の台温泉の旅館事業者等で組織する「台温泉湯の里振興協同組合（福島昭夫理事長）」では、台温泉をPRするお土産品として“台子のきもち”を開発し販売を開始した。

“台子のきもち”は、温泉熱を利用して作った甘酒をトロっとした餡（あん）にし、県産の米粉のもちで包んだ団子となっている。6個入りで600円（税別）で、4月27日より構成員の旅館等で販売を開始した。パッケージには、台温泉のマスコットキャラ“台子”ちゃんが描かれ、台温泉のおもてなしの心を込めた商品名となっている。

甘酒は「飲む点滴」とも呼ばれ、栄養素はもちろんのこと、体温上昇による疲労回復等の効果もあり、台温泉の「癒し」のコンセプトに最適であることから、旅館で炊いた美味しいご飯と温泉の熱を利用して甘酒を製造するアイデアが生まれ、更にそれを甘味料としてスイーツ作りへの展開を図るなどの事業の企画により、県のいわて希望ファン事業に採択された。早くも第2弾のスイーツを開発中であり、県南広域振興局や本会で現在支援中である。

※① “台子のきもち”取扱店

そば房かみや、精華の湯、やまゆりの宿、松田屋旅館

②お問い合わせ先：台温泉湯の里振興（協）（台温泉案内所） TEL:0198-27-2150





第1回いわて就職マッチング2016を開催

「第1回いわて就職マッチング2016」を5月1日にアイーナにて開催した。「いわてに就職しよう」をテーマに「地元企業を知ろう・プロジェクト」「いわてキラリ企業合同就職説明会2016」「若者・主婦等再就職応援・個別相談会」をそれぞれ開催。

本年度より、2016新卒者の就職解禁日が従来の12月1日から3月1日に後ろ倒しになった影響もあり、「いわて中小企業合同就職説明会2016」には、過去最高の参加企業数となる58社が参加するなど、県内企業の採用活動が本格化してきた。一方で、大手企業等は解禁日から積極的に採用活動を展開しており、事前より短期決戦が想定される中、学生等は190名の参加となり、前年同期より20名以上減少するなど、非常に厳しい結果となった。

特に短期化の影響から3月から4月にかけて土日祝日を中心に毎週のように就職活動イベントが開催され、学生の参加疲れが見られるなどの課題も出てきている。

本年度も大手企業を中心に採用者数を増やしており、また、早々に内々定が提示されているなど、ここ数年で最も県内企業の新卒採用が難しくなりつつある状況にあるため、今後は、各大学や学校等で県内企業PRイベント等を行い、改めて、企業の魅力発信の強化を進める予定である。

また、今年度からの新たな取り組みとして、概ね35歳以下の若者と育児等が一段落し、再就職を目指す主婦等を対象とした「若者・主婦等再就職応援・個別相談会」を開催。

求人企業9社が参加する中、既卒等の若者、主婦等の求職者が参加。有効求人倍率が1倍を超えている状況もあり、広報、周知等を積極的に行い、企業とのマッチングを拡大して行く。



○地元企業を知ろう・プロジェクト



○合同就職説明会 804会場



○合同就職説明会 812会場



○若者・主婦等再就職応援・個別相談会



岩手県「中小企業振興条例」の紹介

本誌先月号でも紹介のとおり、岩手県では中小企業の振興に関する基本理念等を定め、中小企業振興施策の円滑推進を図るため、中小企業振興条例を本年4月1日に施行した。

本稿では、同条例制定に係る経緯や課題、その目的や必要性、基本理念、今後の動き等について、二面に亘り紹介する。

制定経緯(現状と課題)

- ・ 人口減少社会の到来、国内市場規模の縮小や生産年齢人口の減少、競争激化など、経営環境の変化。
- ・ 商工業の担い手である中小企業における企業数減少、経営者の高齢化、後継者不足等。
- ・ 被災地で事業再開した企業が抱える顧客・取引数の減少、雇用・労働力確保の問題が顕現化。

制定の目的

- ・ 中小企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念等を定めることにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図り、県民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる社会の実現に寄与する。

制定の必要性

- ・ いわて県民計画や東日本大震災津波復興計画の策定以降の、本県商工業を取り巻く大きな環境変化。
- ・ 人口減少を喫緊の課題と捉え、対応に向けた取り組みの強化。
- ・ 人口減少問題、震災からの本格復興には、県内総生産の大部分を占める商工業の振興が重要。
- ・ そのためには、地域資源の活用による活性化や地域経済の循環を図るとともに、その主な担い手である中小企業の振興が必要。
- ・ そのため、多様な主体の参画や県民の理解・協力のもと、商工業の振興施策をより総合的・計画的に推進するため今条例を制定。

条例の内容

商工業の振興に関する基本的な理念や、県をはじめとする様々な主体の役割等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるもの。 ※ 条例の理念・基本的施策等の骨子は、次ページを参照。

制定の効果

- ・ 商工業の振興施策の基本的な方向を明らかにできること。
- ・ 条例で制定することにより、商工業振興への強いメッセージを県民に発信できること。
- ・ 商工業振興の重要性を、様々な主体と共有し、県全体で進行に取り組むことができること。



基本理念（条例第3条）

- ・ 中小企業者の新たな事業分野の開拓、経済・社会的環境の変化に対応した自主的な経営向上努力の促進を図ること。
- ・ 中小企業者による魅力ある多様な就業機会の創出、中小企業者の事業活動により地域において生産される商品の消費等の促進を図ること。
- ・ 中小企業の振興に当たっては、県、市町村、中小企業者、県民、教育機関、中小企業関係団体その他の関係機関等が参加し、連携し、及び協力するよう努めること。

県

の責務（条例第4条）

- ・ 基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する。

中小企業者等

の責務（条例第5条）

<中小企業者>

- ・ 新事業分野の開拓、経済・社会的環境の変化に対応した経営の向上に努める。
- ・ 魅力ある多様な就業機会の創出、住民生活の多様な需要に応じた商品の生産等を通じ、地域社会活性化及び住民生活の向上に努める。

<中小企業関係団体>

- ・ 中小企業者の事業活動に関する相談、指導、研修等の実施に努める。

相互連携・協力

県民

の役割（条例第6条）

- ・ 中小企業者の事業活動により、地域において生産される商品等の価値について関心と理解を深め、その商品を消費することなど、積極的役割を果たすよう努める。

基本的施策（条例第7条～11条）

- ・ 人材の確保や育成、中小企業者の事業活動についての広報活動の充実
- ・ 研究開発、研究成果の事業化、新たな販売先の開拓等による事業規模の拡大等の支援
- ・ 新たな事業活動の実施等に必要な資金の円滑な供給
- ・ 経営に関する相談、指導、研修等に係る体制の整備、中小企業者が共同して行う情報交換の促進
- ・ 創業や事業の円滑な承継の支援に関する情報の提供、研修の充実、資金の円滑な提供
- ・ 小規模事業者の経営に関する相談、指導、研修等に係る体制の整備、必要な資金の円滑な供給
- ・ 雇用環境の整備に対する支援、若年者や女性をはじめとする県民の就業促進
- ・ 地域において生産、販売される商品等の国内外への発信など

今後行う基本計画の策定について（条例第12条）

県では、本条例に基づき中小企業の振興に関する「基本的な計画」を定めることとしており、その計画の策定に際し、中小企業者、中小企業者関係団体、県民からの意見を計画に反映していくため、パブリック・コメントの実施等を予定している。



岩手県「公契約条例」の紹介

公契約条例は、自治体が公共工事や業務委託を受注する元請け企業に対し、公契約のもとで働く労働者の賃金・労働条件の確保等をねらいとしたものとされており、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化につながるものとして期待されている。本県でも、去る3月23日、岩手県議会本会議にて、「**県が締結する契約に関する条例**」を可決・成立させたので、その概要等を紹介する。※詳細は、以下の岩手県のHPアドレスをご参照下さい。 http://www.pref.iwate.jp/public_comment/h26/030279.html

本県公契約の現状と課題

- ・ 県内の建設業界等は、他の業種と比較して労働者の賃金水準が低く、労働者の社会保険への加入は8割程度にとどまっており、このことは、県が発注する契約に係る工事や業務に従事する労働者についても同様と考えられることから、適正な労働条件の確保等が求められている。
- ・ 県民に信頼される行政運営を行うためには、契約制度について、引き続き全庁的、長期的、統一的に不断の見直しを行っていく必要がある。

制定の必要性

- ・ 県が締結する契約は膨大な件数でかつ多様な種類があり、その公正性の確保に向けた取組を全庁的、長期的、統一的に、かつ不断に進めていくためには、県の契約のあるべき姿をあらためて明確にするとともに、これを実現するための基本的な仕組みについても明確にする必要がある。

岩手県の契約に関する条例（概要）

項目	条文	内容	
総則	1 目的	第1条 ○ 県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。	
	2 定義	第2条	
		県の契約	第1項第1号 ○ 工事請負、業務委託（公の施設の管理協定を含む。）、役務提供及び物品購入の全ての契約
	特定県契約	同第2号 ○ 県の契約のうち、第8条（項目8）の規定の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するもの。	
	3 基本理念	第3条	
	① 公正な契約	第1項第1号 ○ 県の契約においては、公正性が確保されなければならない。	
	② 総合的に優れた契約	同項第2号 ○ 県の契約は、経済性に配慮された上で、適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止を図ること、価格以外の多様な要素をも考慮することなどにより、総合的に優れた内容のものとしなければならない。	
	③ 労働者の適正な労働条件の確保に資する契約	同項第3号 ○ 県の契約においては、県の契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件が確保されなければならない。	
	④ 持続可能で活力ある地域経済の振興に資する契約	第2項第1号 ○ 県の契約の締結に当たっては、持続可能で活力ある地域経済の振興に資する次の事項に配慮しなければならない。（・雇用の確保、・県内に事務所又は事業所を有するものの受注機会の確保、・県産品の利用促進、・事業者の有する専門的、伝統的な技術の継承）	



主要記事 Topics

【岩手県「公契約条例」の紹介】

項目		条文	内容
	⑤ 社会的責任を果たす事業者の育成に資する契約	第3条 第2項 第2号	○ 県の契約の締結に当たっては、社会的責任を果たす事業者の育成に資する次の事項に配慮しなければならない。 ・障がい者その他就業支援が必要な者の雇用促進 ・県民の安全・安心な生活に資する活動 ・環境に配慮した事業活動 ・男女共同参画の推進に配慮した事業活動の実施 ・その他社会的価値の向上に資する取組
	4 県の責務	第4条	○ 県は、基本理念にのっとり、この条例の目的を達成するための総合的な施策を推進するものとする。
	5 受注者及び下請業者等の責務	第5条	○ 受注者及び下請業者等は、基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識し、県契約を適切に履行しなければならない。
基本理念の実現	6 基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等	第6条	○ 県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるものとする。 (1) 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組 (2) 第3条第2項各号に掲げる取組を促進するための県の取組
	7 受注者及び下請負者等の法令遵守	第7条	○ 受注者及び下請業者等は、県契約の履行に当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 最低賃金法第4条第1項（最低賃金以上の賃金の支払） (2) 健康保険法第48条（被保険者の資格取得に関する届出） (3) 厚生年金保険法第27条（被保険者の資格取得に関する届出） (4) 国民健康保険法第9条第1項及び国民年金法第12条第1項（被保険者の資格の取得に係る届出） (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項（保険関係の成立の届出） (6) 雇用保険法第7条（被保険者の資格取得に関する届出）
特定県契約	8 特定県契約に係る措置	第8条 第1項	○ 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第7条各号に掲げる事項の遵守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。
		同条第2項	○ 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときその他この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。
県契約審議会	9 岩手県契約審議会関連(※第10条～第16条は略)	第9条	○ 適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。
附則事項	10 施行期日	第1項	○ この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第9条から第16条まで並びに附則第2項、第3項の規定は平成27年4月1日から施行。また、第8条規定は平成29年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。
	11 見直し	第2項	○ 条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	12 第6条の規定による取りまとめの準備	第3項	○ この条例を施行するために必要な第6条の規定による取りまとめの準備は、この条例の施行前においても行うことができる。



平成 26 度 経済産業省

「がんばる中小企業 300 社・商店街 30 選」を選定 (本県から 5 社等が選ばれる)

経済産業省は、3月27日に革新的な製品開発、創造的なサービスの提供等を通じて、地域経済の活性化や海外での積極的な販路展開に取り組む中小企業・小規模事業者、また、地域の特性・ニーズを把握し創意工夫を凝らした取組により、地域コミュニティの担い手として商店街の活性化や地域の発展に貢献している商店街の取組事例を「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」及び「がんばる商店街 30 選」として発表しました。

本県から 4 社等（がんばる中小企業）、1 商店街（がんばる商店街）が選ばれ、本誌では組合又は組合員企業である 1 社 2 組合の取り組み概要を紹介します。なお、詳細は下記ホームページをご参照ください。（経済産業省 URL <http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150327010/20150327010.html>）

1. 「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」

○ど真ん中・おおつち協同組合（上閉伊郡大槌町赤浜 1 丁目 226）

・取組内容：「地域が抱える特有の課題を明らかにした上で、その解決を図る事業を実施」

同組合は、水産業・水産関連業を営む各組合員の強みを連携させ、高付加価値な水産加工品の共同開発を行い、同開発商品をネット上で共同販売する事業を展開。

特にも販路を全国に拡げることで、今や当地復興の象徴たる商品群と成りえたことは、水産業の新たなビジネスモデルとして注眉であるとともに、新たな価値の創出・新たなブランドの創出に至っており、当地における同組合のこうした前例のない取組は、伝統ある水産業の特色を踏襲しつつ、新たな商品開発の手法と販売手法を見出した点で、優れたビジネスモデルといえる。

○白金運輸株式会社（奥州市江刺区稲瀬字沼館 69：物流ネットワークオール岩手(協)組合員）

・取組内容：「大船渡港、釜石港を活用した国際物流システム構築により東北復興に大きく貢献」

地元に着目した運送事業者である同社は、国内の経済環境の変化や輸送業者に対する顧客ニーズの変化に伴い、海外輸送業務にも参入。輸出入貨物取扱いの複雑な手続きに即応すべく、国の認可を受け、国際物流のトータル的なサポートを可能にし、安全で確実なサービスが提供できる体制を構築した。

さらに大船渡港に寄港可能な船社を開拓し、東北復興にも大きく貢献し、釜石・大船渡両港から世界をつなぐシステムを確立することで、地域ぐるみのグローバル化を目指し、地元でビジネスの拡大を図りながら地域の物産や製品等を海外に PR している。

2. 「がんばる商店街 30 選」

○新生やまだ商店街協同組合（下閉伊郡山田町八幡町）

・取組内容：「被災地においてコミュニティと経済活動の中核を担う」

～FOREVER YAMADA 震災前より魅力的な山田町へ～

同組合は、分散する仮設住宅生活者の利便性を確保するために、平成 25 年 1 月には移動販売、訪問サービス（飲料、弁当、食料品等）の開始と充実を図るとともに、「いちび」の復活開催による農水産業者の販売機会の拡充、「震災語り部」にある国内外の観光客や職場研修者への新サービスの提供、地域産品を使用した新商品の開発・販売や体験型まちなか観光「荒巻鮭オーナー」などを実施した。

昆尚人理事長は「街に賑わいを取り戻したいという想い、やる気が連鎖して、地域の方々の笑顔につながっている手ごたえを感じています。これからも町の元気を支える商店街として、地域産業と一体となって、町にやる気、元気、笑顔を提供していきます。」と述べている。



通常総会終了後の事務処理

総会終了後における事務手続きは、法律や定款などにより規定されている。各ルールに則り、適切な手続きをすすめられたい。

● 通常総会終了後手続き等

1. 議事録の作成

議事録は組合会議の討議状況の記録のほか、役員変更登記などの各種手続きで添付書類として求められるので、総会及び理事会終了後遅滞なく作成する。

2. 理事会の開催

役員改選をした場合、新しい理事の中から役付理事を選任するため、総会途中の改選直後または総会終了直後、若しくは後日に開催する。

3. 所管行政庁への提出（中央会へも送付願います。）

(1) 決算関係書類：通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出。

添付書類；①事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 ②総会議事録の謄本

(2) 役員の変更届出：役員改選があり、役員に変更があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出。

※全員が再選となり、役員の名住所にまったく変更が生じていないときは不要。

添付書類；①変更した事項を記載した書面（新旧役員と比較対照表）

②変更年月日及び変更理由を記載した書面

③総会議事録の謄本 ④理事会議事録の謄本（役付理事に変更があった場合）

(3) 定款変更の認可申請：定款変更は行政庁から認可されて初めて効力を発するので、速やかに行う。

添付書類；①変更理由書 ②変更しようとする箇所を記載した書面 ③定款変更を決議した総会議事録の謄本（認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要する。※所管庁が共管となっている場合はその必要部数）④定款変更後の事業計画書又は収支予算書（変更が事業計画又は収支予算に係るものであるとき）

4. 変更登記（※代表理事以外の方が申請する場合は、委任状が必要。）

(1) 定款変更（登記事項のみ）：所管行政庁の定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

添付書類；①総会議事録の謄本 ②定款変更の認可書

(2) 代表理事変更：就任承諾日の翌日より起算して2週間以内。再任の場合も必要。

添付書類（再任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款

添付書類（新任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款 ④印鑑届出（理事長印）

⑤印鑑証明書（新代表理事個人の実印） ⑥新代表理事を選任した理事会議事録に記名捺印した理事全員の印鑑証明書（前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届け出てある理事長印を押印した場合は添付不要）⑦辞任届（辞任の場合）

※a. 出資総口数及び払込済出資総額の変更登記は随時または事業年度末の総額で一括登記できる。一括登記の場合、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要がある。

b. 商業登記規則等の一部改正の省令（H27.2/27 付施行）により、代表理事の辞任に伴う変更登記の申請書には、前代表理事の実印が押された辞任届とその印鑑証明書を添付するか、又は当該代表理事の登記所届出印が押された辞任届を添付することが必要となった。

5. 申告及び納税

事業年度終了後2ヶ月以内に行う（総会終了後）。なお、定款変更の手続き（総会の議決、行政庁の認可）を経て、定款変更をすれば、事業年度終了後3ヶ月以内の通常総会の開催も可能で、税務申告についても申告期限の1ヶ月延長の特例を受け、3ヶ月以内に申告することも可能。

6. その他

経理面では、剰余金処分の振替、脱退者への持分の払い戻し、配当金の支払い等の処理を行う。また、円滑な組合運営を行うためにも欠席組合員への決議事項の通知が必要。



● 総会議事録作成上のポイント

議事録を作成するうえで留意していただきたいポイントとして、以下の二点を紹介する。

通常総会議事録

〇〇〇〇組合

- 1. 総会の種類 第〇回通常総会
- 2. 招集年月日 平成27年5月11日(金)
- 3. 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成27年5月22日(金)〇時〇分～
 - (2) 開催場所 〇〇〇ホテル
岩手県盛岡市肴町〇番〇号

ポイント①
通常総会の招集日と開催日は、**中10日以上**空ける必要がある。従って、5月22日に開催するなら**5月11日以前**に招集する必要がある。なお、組合は総会の2週間前迄に理事会で承認された決算関係書類・事業報告書を事務所に備え置かなければならない。従って**理事会は5月7日まで**に開催する必要がある。

(省略)

項目「4.理事・監事の数及び出席理事・監事の数 5.組合員数及び出席組合員数並びにその出席方法 6.出席理事の氏名 7.出席監事の氏名 8.議長の氏名 9.議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 10.議長選任の経過」については本会発行（平成24年度）の「組合事務手続きの手引き」を参照されたい。

11. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

第〇号議案 役員改選の件(指名推選による場合)

議長は、〇〇に本通常総会の終結時をもって役員全員の任期が満了する旨及び選挙すべき役員の定数及び選出方法について説明させた後、議場に諮ったところ、満場一致により「役員を選出は原案通り理事〇人、監事〇人とし、選出方法は選考委員による指名推選の方法とし、その選考委員の員数及びその選任は議長一任」とされた。よって議長は、次の〇人を選考委員に指名し、〇時〇分暫時会議の休憩を宣した。
(選考委員氏名) 〇〇、〇〇、〇〇

午後〇時〇分、議長は会議の再開を宣し、選考委員に選考結果について発表を求めた。よって選考委員を代表して〇〇から選考結果が次のとおり発表された。

(理事) 〇〇、〇〇、〇〇

(監事) 〇〇、〇〇

議長は、議場に以上の理事及び監事の承認を求めたところ、満場一致により承認された。
なお、当選者は全員それぞれ就任を承諾した。

以上ですべての議案の審議を終了したので議長は退任の挨拶を行い、午後〇時〇〇分に閉会した。
議事の要領及び結果を明確とするため、議長並びに出席した理事は次に記名押印する。

ポイント②

総会議事録に記載しなければならない出席理事の氏名については、役員任期の定款規定方法、総会開催日、前任者(旧理事)の退任時期や後任者(新理事)の就任時期等により異なる(「旧理事」又は「新旧理事」)ため、場合を分けて考える必要がある。紙面の都合上、詳しくは、本会発行(平成20年2月)の「決算関係手続きの手引き」(P60)を参照、もしくは本会に問合せしていただきたい。

平成27年5月22日

→ 議長 ○ 印
出席理事 ○ 印
出席理事 ○ 印
出席理事 ○ 印

なお、本会ホームページ上に議事録・決算関係書類の様式を掲載しており、下記 URL からダウンロードが可能。

● URL : <http://www.ginga.or.jp/download.php>

● 本会ホームページ <http://www.ginga.or.jp/index.php> の TOP ページ左部『各種様式のダウンロード』からも閲覧可能。

～ 会 員 情 報 ～

にぎやかに42年目の「よ市」始まる

盛岡市材木町商店街振興組合（宮沼 孝輔 理事長）

盛岡市の春を告げる風物詩「第42回材木町よ市」が4月4日（土）より開幕した。材木町商店街の沿道には、約100店もの露店が並び、11月28日（土）まで、毎週土曜日午後3時10分から午後7時頃まで開かれる。4日は開幕祭として、各店独自のサービスなどを展開。同組合事務所前では、午後3時10分から、さんさ踊りパレードがあり、餅つき・餅振る舞いや盛岡市消防第8分団の獅子音頭の披露なども行われ、開幕を祝った。



新鮮な野菜などが並ぶ「材木町よ市」

第9回復興グルメF-1大会開催

AMDA復興グルメF-1大会運営事務局主催

4月12日（日）、岩手、宮城、福島の前被災3県沿岸地域から13の仮設商店街等が参加し、其々ご当地の食材を使って考案した独自料理13品のNO.1を決める「第9回復興グルメF-1大会」が、大槌町の仮設商店街「福幸（ふっこう）きらり商店街」を会場に開催された。

当日は、町内外から約3,000人の家族連れが来場し、各地の自慢料理を楽しんだ。来場者は1品300円で各店の料理等を購入し、一番気に入った1品に投票するルール。投票の結果、優勝したのは鶉（うーの）はまなす商店街の「釜石バーガー」、第2位は大槌復興交流ツーリズム運営協議会の「三陸ブイヤベース」となった。当日は、イベントとして虎舞や太鼓、民謡など6団体がステージ発表をした他、表彰式の後には餅まきが行われ盛会裏に終了した。



多くの家族連れで賑わった第9回復興グルメF-1大会

第41回盛岡駅前開運！100縁商店街開催

盛岡駅前商店街振興組合（石田 和徳理事長）

本組合では、商店街のイメージアップのため、県の助成事業等を活用しながら、平成21年より「開運橋」の『開運』をキーワードとした事業を展開しており、今年度最初の「開運100縁(円)商店街（通算41回目）」が4月18日（土）に午前11時から午後2時まで開催された。

当日は、商店街の19店舗が趣向を凝らした「100円商品」を販売した他、沿岸物産コーナーには釜石市から1店舗参加。

スタンプラリーやじゃんけん大会等のイベント企画も好評で、大勢の来場者で賑わった。2ヶ月に1回、第3土曜日に開催予定。



多くの来場者で賑わった開運！100縁商店街

岩手県豊（工業）青年部が、豊張替えの奉仕活動実施

岩手県豊（工業）青年部（角掛誠也部長）

全国豊産業振興会では、4月29日と9月24日は「豊の日」として、広く消費者に豊の良さを知っていただく様々な活動をしている。本組合青年部でも、数年前より年2回、老人施設や児童施設に豊の贈呈、張替などの奉仕活動を実施しており、今年度（春の部）は、去る4月28日に、北上市川岸保育園の張替奉仕を行った。当日は、部員9名のうち5名で実施。

国産豊表と赤と黄色の動物柄の豊縁。園児が普段お昼寝に使っている和室10豊の張替作業。1級・2級技能士の手際よさや正確な作業に園児も先生がたも感動。園児達の素直な感想や興奮ぶりに部員一同、「やってよかったな」の感想。また、豊の心地よさは園児にしっかり伝わりました。



張替作業が終了した豊上で園児代表と記念写真

平成27年度4広域振興局体制について

本県の平成27年度4広域振興局体制は以下のとおりとなっております。振興局への届出等の際にご参照下さい。なお、その際の各種書類の宛名は、各広域振興局長名とし、提出先は各広域振興局経営企画部または各地域振興センターとなります。

<提出先・所管区域等一覧>

圏域	4広域振興局の名称 局長名(平成27年4月1日時点・敬称略)	認可申請・届出等提出先	電話番号	所管区域※
県央	盛岡広域振興局 局長 浅沼 康揮	盛岡広域振興局 経営企画部 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6510	盛岡市・八幡平市・雫石町・岩手町・紫波町・矢巾町・葛巻町・滝沢市
県南	県南広域振興局 局長 堀江 淳	県南広域振興局 経営企画部 〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2	0197-22-2812	花巻市・北上市・遠野市・一関市・奥州市・平泉町・西和賀町
沿岸	沿岸広域振興局 局長 佐々木 和延	沿岸広域振興局 経営企画部 〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-25-2717	釜石市・大槌町
		大船渡地域振興センター 〒022-0004 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9911	大船渡市・陸前高田市・住田町
		宮古地域振興センター 〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2211	宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村
県北	県北広域振興局 局長 高橋 信	県北広域振興局 経営企画部 〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-53-4981	久慈市・洋野町・野田村・普代村
		二戸地域振興センター 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9201	二戸市・一戸町・軽米町・九戸村

※ 県事務の委譲を受けた市町村（宮古市・一関市・奥州市・大船渡市・花巻市・矢巾町・紫波町・雫石町・西和賀町・金ヶ崎町・葛巻町）に主たる事務所の登記上所在地があり、事務所所在地と組合の地区が同一である事業協同組合と企業組合及び協業組合は、各市町村担当部署が提出先となります。なお、組合の地区が複数の市町村を含む場合は、上記表のとおりとなります。

第4次一括法及び（平成26年法律第51号）及び第4次一括法の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年10月10日政令第330号）の施行に伴う事業協同組合等の認可・監督権限の所管行政庁の委譲について ～平成27年4月1日施行～

本誌昨年9月号でも、お知らせしましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が平成27年4月1日付けで施行されたことに伴い、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に係る事務の権限の一部が、同日付けで主務大臣より都道府県知事に移譲されました。

本法律は、地方分権改革を進める観点から、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、63法律を一括改正し、その整備を行うものです。

上記事務については、4月1日現在で、県内では合計47組合が権限移譲の対象となり、対象組合には、4月中を目途に岩手県庁担当課（経営支援課）より、振興局・市など権限委譲後の各種許認可等書類の送付先窓口等の連絡文書が通知されています。

主な対象組合は、国土交通大臣（東北運輸局長）の所管であった43組合（例えば、トラックやタクシー、自動車整備業等の運輸関連事業の組合）で、①定款の「地域」が都道府県を超えない（例えば「岩手県」や「各市町村」）事業協同組合や商工組合、②事務所の全てが一つの都道府県の区域にあるに協業組合や企業組合）です。その他には、東北厚生局所管関係では、「地域」が2以上の都道府県の組合が3組合、東北経済産業局所管では、業種が石油製品販売業で、「地域」が都道府県を超えない商工組合が1組合対象となりました。詳細は、内閣府の以下のHPアドレスをご参照下さい。

(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>)



景況は明るい展望見出だせず(平成 27 年 3 月)

〈全体の概要〉

3月は、消費税増税前の駆け込み需要があった業種では昨年対比は減少傾向であった。製造業では、円安に伴う原材料費等のコスト高・負担増が継続しており、価格転嫁も進まない状況である。また、年度末の受注向上による増収も一部にあり、原油価格下落の好影響も見られたものの、慢性的な人材不足の影響で人件費が上昇する中で、需要や消費は弱い状態が続いている。中小企業の景況は、依然として先行きに明るい景況感は見出せない状況である。

◆ 漬物製造業

前半は天候も良く順調だったが、後半は冬に逆戻りの不順な天候で消費が鈍った。売上が天候に左右されている。

◆ 菓子製造業

彼岸の菓子需要で若干増加傾向ではあるが、円安による原材料費の上昇により製品価格が上がっている。

◆ 一般製材業

県内の製材品需要は、内陸部は若干減少傾向であるが、沿岸部の復興用製材品が比較的多くなっている。

◆ 生コンクリート製造業

地域的な偏りはあるが全体として順調に推移した。

◆ 印刷業

昨年度の増税前の駆け込み需要の反動で例年より動きは鈍い。年度末需要も年々少なくなっている。

◆ 畳製造業

転勤異動の時期で繁忙期であったが、消費の減退や賃貸家屋の畳の減少により動きが少なくなっている。

◆ 野菜果実卸売業

景気が悪いため商品が全く売れず、また、暖かくなってきており、商品のロスも増え経営的に益々苦しくなる一方である。

◆ 農機具小売業

消費税増税と米価の下落で、相変わらず不透明な状況が続いている。

◆ 食肉小売業

消費者の購買状況は、高額商品の売れ行きが弱い。仕入価格上昇分を販売価格に転嫁できず収益は悪化している。

◆ 燃料小売業

被災地の戸建て住宅建設が進むも、オール電化への切り替えが進み、LPガス販売業者は厳しい状況が続いている。

◆ 各種商品小売業

暖冬のため、買回り品の在庫処分に影響があった。

◆ 商店街(久慈市)

新入学の制服等で売上増加を期待したが、少子化による生徒数減少の影響で売上が減少した。

◆ 旅館業

短期移動型傾向と年度末で、宿泊客増とまではいかなかった。

◆ 建物サービス業

最低賃金の上昇、人手不足による人件費の上昇等、先行きが不透明である。

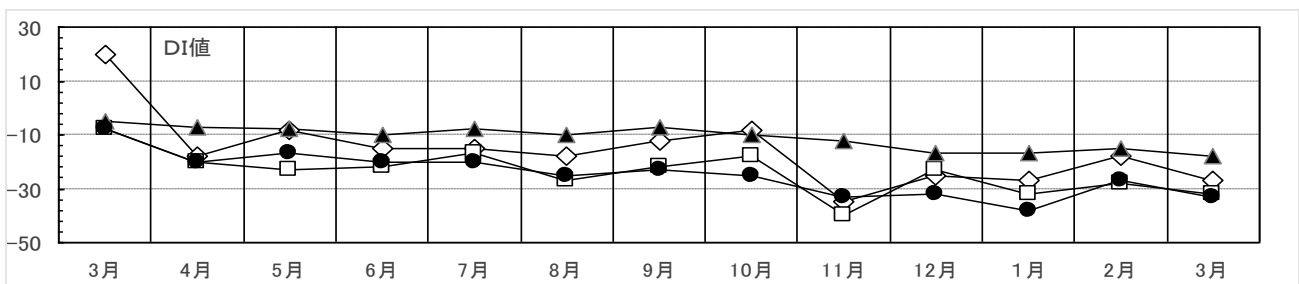
◆ 自動車整備業

円安による部品及び原材料が上昇し、売上確保に苦戦した。

◆ 一般貨物自動車運送業

燃料価格の下落は好材料だったが、運賃の値下げを打診された。また、ドライバー不足はさらに深刻となる。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ (H26年3月～H27年3月) ●



《◇…売上 □…収益 ▲…資金繰り ●…景況》

※DI値=Diffusion indexの略:「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。



平成 26 度 経済産業省

「がんばる中小企業 300 社・商店街 30 選」を選定 (本県から 5 社等が選ばれる)

経済産業省は、3月27日に革新的な製品開発、創造的なサービスの提供等を通じて、地域経済の活性化や海外での積極的な販路展開に取り組む中小企業・小規模事業者、また、地域の特性・ニーズを把握し創意工夫を凝らした取組により、地域コミュニティの担い手として商店街の活性化や地域の発展に貢献している商店街の取組事例を「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」及び「がんばる商店街 30 選」として発表しました。

本県から 4 社等（がんばる中小企業）、1 商店街（がんばる商店街）が選ばれ、本誌では組合又は組合員企業である 1 社 2 組合の取り組み概要を紹介します。なお、詳細は下記ホームページをご参照ください。（経済産業省 URL <http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150327010/20150327010.html>）

1. 「がんばる中小企業・小規模事業者 300 社」

○ど真ん中・おおつち協同組合（上閉伊郡大槌町赤浜 1 丁目 226）

・取組内容：「地域が抱える特有の課題を明らかにした上で、その解決を図る事業を実施」

同組合は、水産業・水産関連業を営む各組合員の強みを連携させ、高付加価値な水産加工品の共同開発を行い、同開発商品をネット上で共同販売する事業を展開。

特にも販路を全国に拡げることで、今や当地復興の象徴たる商品群と成りえたことは、水産業の新たなビジネスモデルとして注眉であるとともに、新たな価値の創出・新たなブランドの創出に至っており、当地における同組合のこうした前例のない取組は、伝統ある水産業の特色を踏襲しつつ、新たな商品開発の手法と販売手法を見出した点で、優れたビジネスモデルといえる。

○白金運輸株式会社（奥州市江刺区稲瀬字沼館 69：物流ネットワークオール岩手（協）組合員）

・取組内容：「大船渡港、釜石港を活用した国際物流システム構築により東北復興に大きく貢献」

地元に着目した運送事業者である同社は、国内の経済環境の変化や輸送業者に対する顧客ニーズの変化に伴い、海外輸送業務にも参入。輸出入貨物取扱いの複雑な手続きに即応すべく、国の認可を受け、国際物流のトータル的なサポートを可能にし、安全で確実なサービスが提供できる体制を構築した。

さらに大船渡港に寄港可能な船社を開拓し、東北復興にも大きく貢献し、釜石・大船渡両港から世界をつなぐシステムを確立することで、地域ぐるみのグローバル化を目指し、地元でビジネスの拡大を図りながら地域の物産や製品等を海外に PR している。

2. 「がんばる商店街 30 選」

○新生やまだ商店街協同組合（下閉伊郡山田町八幡町）

・取組内容：「被災地においてコミュニティと経済活動の中核を担う」

～FOREVER YAMADA 震災前より魅力的な山田町へ～

同組合は、分散する仮設住宅生活者の利便性を確保するために、平成 25 年 1 月には移動販売、訪問サービス（飲料、弁当、食料品等）の開始と充実を図るとともに、「いちび」の復活開催による農水産業者の販売機会の拡充、「震災語り部」にある国内外の観光客や職場研修者への新サービスの提供、地域産品を使用した新商品の開発・販売や体験型まちなか観光「荒巻鮭オーナー」などを実施した。

昆尚人理事長は「街に賑わいを取り戻したいという想い、やる気が連鎖して、地域の方々の笑顔につながっている手ごたえを感じています。これからも町の元気を支える商店街として、地域産業と一体となって、町にやる気、元気、笑顔を提供していきます。」と述べている。



通常総会終了後の事務処理

総会終了後における事務手続きは、法律や定款などにより規定されている。各ルールに則り、適切な手続きをすすめられたい。

● 通常総会終了後手続き等

1. 議事録の作成

議事録は組合会議の討議状況の記録のほか、役員変更登記などの各種手続きで添付書類として求められるので、総会及び理事会終了後遅滞なく作成する。

2. 理事会の開催

役員改選をした場合、新しい理事の中から役付理事を選任するため、総会途中の改選直後または総会終了直後、若しくは後日に開催する。

3. 所管行政庁への提出（中央会へも送付願います。）

(1) 決算関係書類：通常総会で承認を受けた日から2週間以内に提出。

添付書類；①事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理の方法を記載した書面 ②総会議事録の謄本

(2) 役員の変更届出：役員改選があり、役員に変更があった場合、就任日の翌日から2週間以内に提出。

※全員が再選となり、役員の名住所にまったく変更が生じていないときは不要。

添付書類；①変更した事項を記載した書面（新旧役員と比較対照表）

②変更年月日及び変更理由を記載した書面

③総会議事録の謄本 ④理事会議事録の謄本（役付理事に変更があった場合）

(3) 定款変更の認可申請：定款変更は行政庁から認可されて初めて効力を発するので、速やかに行う。

添付書類；①変更理由書 ②変更しようとする箇所を記載した書面 ③定款変更を決議した総会議事録の謄本（認可申請書は正本2通、協業組合・商工組合は正本2通と写し1通、生活衛生同業組合は正本1通と写し2通を要する。※所管庁が共管となっている場合はその必要部数）④定款変更後の事業計画書又は収支予算書（変更が事業計画又は収支予算に係るものであるとき）

4. 変更登記（※代表理事以外の方が申請する場合は、委任状が必要。）

(1) 定款変更（登記事項のみ）：所管行政庁の定款変更認可書が到着した日の翌日から起算して2週間以内。

添付書類；①総会議事録の謄本 ②定款変更の認可書

(2) 代表理事変更：就任承諾日の翌日より起算して2週間以内。再任の場合も必要。

添付書類（再任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款

添付書類（新任）；①総会・理事会議事録の謄本 ②就任承諾書 ③定款 ④印鑑届出（理事長印）

⑤印鑑証明書（新代表理事個人の実印） ⑥新代表理事を選任した理事会議事録に記名捺印した理事全員の印鑑証明書（前代表理事が理事に残り、当該議事録に前代表理事が届け出てある理事長印を押印した場合は添付不要）⑦辞任届（辞任の場合）

※a. 出資総口数及び払込済出資総額の変更登記は随時または事業年度末の総額で一括登記できる。一括登記の場合、事業年度終了日の翌日より起算して4週間以内に行う必要がある。

b. 商業登記規則等の一部改正の省令（H27. 2/27 付施行）により、代表理事の辞任に伴う変更登記の申請書には、前代表理事の実印が押された辞任届とその印鑑証明書を添付するか、又は当該代表理事の登記所届出印が押された辞任届を添付することが必要となった。

5. 申告及び納税

事業年度終了後2ヶ月以内に行う（総会終了後）。なお、定款変更の手続き（総会の議決、行政庁の認可）を経て、定款変更をすれば、事業年度終了後3ヶ月以内の通常総会の開催も可能で、税務申告についても申告期限の1ヶ月延長の特例を受け、3ヶ月以内に申告することも可能。

6. その他

経理面では、剰余金処分の振替、脱退者への持分の払い戻し、配当金の支払い等の処理を行う。また、円滑な組合運営を行うためにも欠席組合員への決議事項の通知が必要。



● 総会議事録作成上のポイント

議事録を作成するうえで留意していただきたいポイントとして、以下の二点を紹介する。

通常総会議事録

〇〇〇〇組合

- 1. 総会の種類 第〇回通常総会
- 2. 招集年月日 平成27年5月11日(金)
- 3. 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 平成27年5月22日(金)〇時〇分～
 - (2) 開催場所 〇〇〇ホテル
岩手県盛岡市肴町〇番〇号

ポイント①
 通常総会の招集日と開催日は、**中10日以上**空ける必要がある。従って、5月22日に開催するなら**5月11日以前**に招集する必要がある。なお、組合は総会の2週間前迄に理事会で承認された決算関係書類・事業報告書を事務所に備え置かなければならない。従って**理事会は5月7日まで**に開催する必要がある。

(省略)

項目「4.理事・監事の数及び出席理事・監事の数 5.組合員数及び出席組合員数並びにその出席方法 6.出席理事の氏名 7.出席監事の氏名 8.議長の氏名 9.議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 10.議長選任の経過」については本会発行（平成24年度）の「組合事務手続きの手引き」を参照されたい。

11. 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）

第〇号議案 役員改選の件(指名推選による場合)

議長は、〇〇に本通常総会の終結時をもって役員全員の任期が満了する旨及び選挙すべき役員の定数及び選出方法について説明させた後、議場に諮ったところ、満場一致により「役員を選出は原案通り理事〇人、監事〇人とし、選出方法は選考委員による指名推選の方法とし、その選考委員の員数及びその選任は議長一任」とされた。よって議長は、次の〇人を選考委員に指名し、〇時〇分暫時会議の休憩を宣した。
 (選考委員氏名) 〇〇、〇〇、〇〇

午後〇時〇分、議長は会議の再開を宣し、選考委員に選考結果について発表を求めた。よって選考委員を代表して〇〇から選考結果が次のとおり発表された。

(理事) 〇〇、〇〇、〇〇

(監事) 〇〇、〇〇

議長は、議場に以上の理事及び監事の承認を求めたところ、満場一致により承認された。
 なお、当選者は全員それぞれ就任を承諾した。

以上ですべての議案の審議を終了したので議長は退任の挨拶を行い、午後〇時〇〇分に閉会した。
 議事の要領及び結果を明確とするため、議長並びに出席した理事は次に記名押印する。

ポイント②

総会議事録に記載しなければならない出席理事の氏名については、役員任期の定款規定方法、総会開催日、前任者(旧理事)の退任時期や後任者(新理事)の就任時期等により異なる(「旧理事」又は「新旧理事」)ため、場合を分けて考える必要がある。紙面の都合上、詳しくは、本会発行(平成20年2月)の「決算関係手続きの手引き」(P60)を参照、もしくは本会に問合せしていただきたい。

平成27年5月22日

→ 議長 ○ 印
 出席理事 ○ 印
 出席理事 ○ 印
 出席理事 ○ 印

なお、本会ホームページ上に議事録・決算関係書類の様式を掲載しており、下記 URL からダウンロードが可能。

- URL : <http://www.ginga.or.jp/download.php>
- 本会ホームページ <http://www.ginga.or.jp/index.php> の TOP ページ左部『各種様式のダウンロード』からも閲覧可能。

～ 会 員 情 報 ～

にぎやかに42年目の「よ市」始まる

盛岡市材木町商店街振興組合（宮沼 孝輔 理事長）

盛岡市の春を告げる風物詩「第42回材木町よ市」が4月4日（土）より開幕した。材木町商店街の沿道には、約100店もの露店が並び、11月28日（土）まで、毎週土曜日午後3時10分から午後7時頃まで開かれる。4日は開幕祭として、各店独自のサービスなどを展開。同組合事務所前では、午後3時10分から、さんさ踊りパレードがあり、餅つき・餅振る舞いや盛岡市消防第8分団の獅子音頭の披露なども行われ、開幕を祝った。



新鮮な野菜などが並ぶ「材木町よ市」

第9回復興グルメF-1大会開催

AMDA復興グルメF-1大会運営事務局主催

4月12日（日）、岩手、宮城、福島の前被災3県沿岸地域から13の仮設商店街等が参加し、其々ご当地の食材を使って考案した独自料理13品のNO.1を決める「第9回復興グルメF-1大会」が、大槌町の仮設商店街「福幸（ふっこう）きらり商店街」を会場に開催された。

当日は、町内外から約3,000人の家族連れが来場し、各地の自慢料理を楽しんだ。来場者は1品300円で各店の料理等を購入し、一番気に入った1品に投票するルール。投票の結果、優勝したのは鶉（うーの）はまなす商店街の「釜石バーガー」、第2位は大槌復興交流ツーリズム運営協議会の「三陸ブイヤベース」となった。当日は、イベントとして虎舞や太鼓、民謡など6団体がステージ発表をした他、表彰式の後には餅まきが行われ盛会裏に終了した。



多くの家族連れで賑わった第9回復興グルメF-1大会

第41回盛岡駅前開運！100縁商店街開催

盛岡駅前商店街振興組合（石田 和徳理事長）

本組合では、商店街のイメージアップのため、県の助成事業等を活用しながら、平成21年より「開運橋」の『開運』をキーワードとした事業を展開しており、今年度最初の「開運100縁(円)商店街（通算41回目）」が4月18日（土）に午前11時から午後2時まで開催された。

当日は、商店街の19店舗が趣向を凝らした「100円商品」を販売した他、沿岸物産コーナーには釜石市から1店舗参加。

スタンプラリーやじゃんけん大会等のイベント企画も好評で、大勢の来場者で賑わった。2ヶ月に1回、第3土曜日に開催予定。



多くの来場者で賑わった開運！100縁商店街

岩手県豊（工業）青年部が、豊張替えの奉仕活動実施

岩手県豊（工業）青年部（角掛誠也部長）

全国豊産業振興会では、4月29日と9月24日は「豊の日」として、広く消費者に豊の良さを知っていただく様々な活動をしている。本組合青年部でも、数年前より年2回、老人施設や児童施設に豊の贈呈、張替などの奉仕活動を実施しており、今年度（春の部）は、去る4月28日に、北上市川岸保育園の張替奉仕を行った。当日は、部員9名のうち5名で実施。

国産豊表と赤と黄色の動物柄の豊縁。園児が普段お昼寝に使っている和室10豊の張替作業。1級・2級技能士の手際よさや正確な作業に園児も先生がたも感動。園児達の素直な感想や興奮ぶりに部員一同、「やってよかったな」の感想。また、豊の心地よさは園児にしっかり伝わりました。



張替作業が終了した豊上で園児代表と記念写真

平成27年度4広域振興局体制について

本県の平成27年度4広域振興局体制は以下のとおりとなっております。振興局への届出等の際にご参照下さい。なお、その際の各種書類の宛名は、各広域振興局長名とし、提出先は各広域振興局経営企画部または各地域振興センターとなります。

<提出先・所管区域等一覧>

圏域	4広域振興局の名称 局長名 (平成27年4月1日時点・敬称略)	認可申請・届出等提出先	電話番号	所管区域※
県央	盛岡広域振興局 局長 浅沼 康揮	盛岡広域振興局 経営企画部 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	019-629-6510	盛岡市・八幡平市・雫石町・岩手町・紫波町・矢巾町・葛巻町・滝沢市
県南	県南広域振興局 局長 堀江 淳	県南広域振興局 経営企画部 〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2	0197-22-2812	花巻市・北上市・遠野市・一関市・奥州市・平泉町・西和賀町
沿岸	沿岸広域振興局 局長 佐々木 和延	沿岸広域振興局 経営企画部 〒026-0043 釜石市新町 6-50	0193-25-2717	釜石市・大槌町
		大船渡地域振興センター 〒022-0004 大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9911	大船渡市・陸前高田市・住田町
		宮古地域振興センター 〒027-0072 宮古市五月町 1-20	0193-64-2211	宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村
県北	県北広域振興局 局長 高橋 信	県北広域振興局 経営企画部 〒028-8042 久慈市八日町 1-1	0194-53-4981	久慈市・洋野町・野田村・普代村
		二戸地域振興センター 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9201	二戸市・一戸町・軽米町・九戸村

※ 県事務の委譲を受けた市町村（宮古市・一関市・奥州市・大船渡市・花巻市・矢巾町・紫波町・雫石町・西和賀町・金ヶ崎町・葛巻町）に主たる事務所の登記上所在地があり、事務所所在地と組合の地区が同一である事業協同組合と企業組合及び協業組合は、各市町村担当部署が提出先となります。なお、組合の地区が複数の市町村を含む場合は、上記表のとおりとなります。

第4次一括法及び（平成26年法律第51号）及び第4次一括法の施行に伴う経済産業省関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成26年10月10日政令第330号）の施行に伴う事業協同組合等の認可・監督権限の所管行政庁の委譲について ～平成27年4月1日施行～

本誌昨年9月号でも、お知らせしましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第4次一括法）が平成27年4月1日付けで施行されたことに伴い、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に係る事務の権限の一部が、同日付けで主務大臣より都道府県知事に移譲されました。

本法律は、地方分権改革を進める観点から、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、63法律を一括改正し、その整備を行うものです。

上記事務については、4月1日現在で、県内では合計47組合が権限移譲の対象となり、対象組合には、4月中を目途に岩手県庁担当課（経営支援課）より、振興局・市など権限委譲後の各種許認可等書類の送付先窓口等の連絡文書が通知されています。

主な対象組合は、国土交通大臣（東北運輸局長）の所管であった43組合（例えば、トラックやタクシー、自動車整備業等の運輸関連事業の組合）で、①定款の「地域」が都道府県を超えない（例えば「岩手県」や「各市町村」）事業協同組合や商工組合、②事務所の全てが一つの都道府県の区域にあるに協業組合や企業組合）です。その他には、東北厚生局所管関係では、「地域」が2以上の都道府県の組合が3組合、東北経済産業局所管では、業種が石油製品販売業で、「地域」が都道府県を超えない商工組合が1組合対象となりました。詳細は、内閣府の以下のHPアドレスをご参照下さい。

(<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kakugiketteitou/kakugiketteitou-index.html>)



景況は明るい展望見出だせず(平成 27 年 3 月)

〈全体の概要〉

3月は、消費税増税前の駆け込み需要があった業種では昨年対比は減少傾向であった。製造業では、円安に伴う原材料費等のコスト高・負担増が継続しており、価格転嫁も進まない状況である。また、年度末の受注向上による増収も一部にあり、原油価格下落の好影響も見られたものの、慢性的な人材不足の影響で人件費が上昇する中で、需要や消費は弱い状態が続いている。中小企業の景況は、依然として先行きに明るい景況感は見出せない状況である。

◆ 漬物製造業

前半は天候も良く順調だったが、後半は冬に逆戻りの不順な天候で消費が鈍った。売上が天候に左右されている。

◆ 菓子製造業

彼岸の菓子需要で若干増加傾向ではあるが、円安による原材料費の上昇により製品価格が上がっている。

◆ 一般製材業

県内の製材品需要は、内陸部は若干減少傾向であるが、沿岸部の復興用製材品が比較的多くなっている。

◆ 生コンクリート製造業

地域的な偏りはあるが全体として順調に推移した。

◆ 印刷業

昨年度の増税前の駆け込み需要の反動で例年より動きは鈍い。年度末需要も年々少なくなっている。

◆ 畳製造業

転勤異動の時期で繁忙期であったが、消費の減退や賃貸家屋の畳の減少により動きが少なくなっている。

◆ 野菜果実卸売業

景気が悪いため商品が全く売れず、また、暖かくなってきており、商品のロスも増え経営的に益々苦しくなる一方である。

◆ 農機具小売業

消費税増税と米価の下落で、相変わらず不透明な状況が続いている。

◆ 食肉小売業

消費者の購買状況は、高額商品の売れ行きが弱い。仕入価格上昇分を販売価格に転嫁できず収益は悪化している。

◆ 燃料小売業

被災地の戸建て住宅建設が進むも、オール電化への切り替えが進み、LPガス販売業者は厳しい状況が続いている。

◆ 各種商品小売業

暖冬のため、買回り品の在庫処分に影響があった。

◆ 商店街(久慈市)

新入学の制服等で売上増加を期待したが、少子化による生徒数減少の影響で売上が減少した。

◆ 旅館業

短期移動型傾向と年度末で、宿泊客増とまではいかなかった。

◆ 建物サービス業

最低賃金の上昇、人手不足による人件費の上昇等、先行きが不透明である。

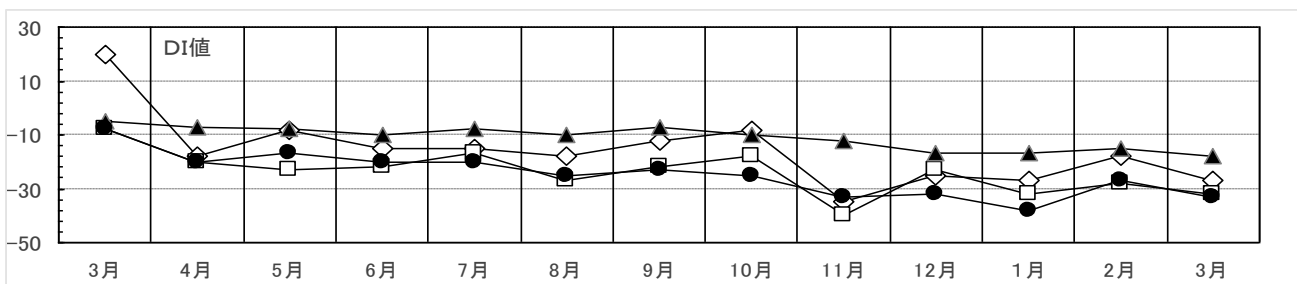
◆ 自動車整備業

円安による部品及び原材料が上昇し、売上確保に苦戦した。

◆ 一般貨物自動車運送業

燃料価格の下落は好材料だったが、運賃の値下げを打診された。また、ドライバー不足はさらに深刻となる。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比DIの推移グラフ (H26年3月～H27年3月) ●



《◇…売上 □…収益 ▲…資金繰り ●…景況》

※DI値=Diffusion indexの略:「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業の割合を引いた指数。数値が高いほど好景気。



消費税転嫁対策個別相談窓口開設(専門家対応)等の継続実施のお知らせ

本会では、平成25年度からの継続事業として、今年度も消費税の個別相談窓口の設置及び専門家派遣事業等下記の事業を順次実施致しますので、お気軽にご相談ご活用下さい。

1. 消費税改正講習会開催事業(本年6月以降の予定)

岩手県内に主たる事務所を有する全ての中小企業組合の役員職員等を対象とした消費税改正等に関する講習会を開催します。(日程等が決まり次第、別途ご案内します。)

2. 個別相談窓口の設置及び専門家の派遣事業(費用は、無料)

(1) 個別相談窓口設置事業(本年6月から開始予定)

本会事務所に「消費税個別相談窓口」を設置し、中小企業組合から寄せられる消費税率の引上げや制度改正等によって生じる個別課題等に対して、指導員及び専門家が対応します。

窓口は、担当指導員が常に対応し、専門的な相談内容については特定日(週2回程度)を決めて直接専門家が対応。(日程等が決まり次第、別途ご案内します。)

(2) 専門家派遣事業(本年6月から開始予定)

地理的条件、日程の都合等により消費税改正等講習会に参加できない、あるいは転嫁・表示カルテル等、特別に専門家の個別指導を受けることを希望する中小企業組合等を対象として、専門家を派遣します。

3. 転嫁・表示カルテル組成等支援事業について(費用は、無料)

本事業はカルテル組成を目指す組合等、あるいはカルテル機能の強化を目指す組合等に対して中央会指導員等がその活動を支援する事業であり、その際に組合等が必要とする一部の経費を中央会が負担する事業です。

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事や広告を募集中!!

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報(広告)など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報(広告)掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。また、広告料金は当面据え置き予定です。※詳しくは本会 企画振興部(担当:高橋)までお問い合わせ下さい。TEL:019-624-1363

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	6回掲載	10回掲載	1回当りの金額	1回当たり
A4:1/12頁	—	30,000円	3,000円	—
A4:1/4頁	42,000円	70,000円	7,000円	8,500円
A4:1/2頁	54,000円	90,000円	9,000円	10,500円
A4:1頁	72,000円	120,000円	12,000円	13,500円

◆主要日誌◆(4月1日～4月30日)

◎ 中央会主催事業

- 4/2 第2回ものづくり・商業・サービス革新補助金公募説明会
- 4/14 中央会監査会
- 4/15 第1回中央会三役会
- 4/19 いわて就職ガイダンス I in 岩手(共催)
- 4/24 中央会第1回理事会

◎ 関係機関・団体主催行事への出席等

- 4/9 東北北海道ブロック中央会事務局代表者会議
- 〃 地方創生総合戦略と省庁横断型企業支援施策等説明会
- 4/15 奥州・金ヶ崎観光ガイドタクシー運営委員会
- 4/22 岩手県職業能力開発協会理事会
- 4/23 貸付審査委員会
- 4/24 地域人材コーディネイト機関全国会議
- 4/28 岩手県中小企業再生支援協議会全体会議